

市町村等事例報告資料

北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課長 三浦 芳秀 氏

適正化に向けた 保険者としての取り組み

北九州市保健福祉局
介護保険課長 三浦芳秀

9/29/2003

1

I 北九州市の状況 高齢化に関するデータ

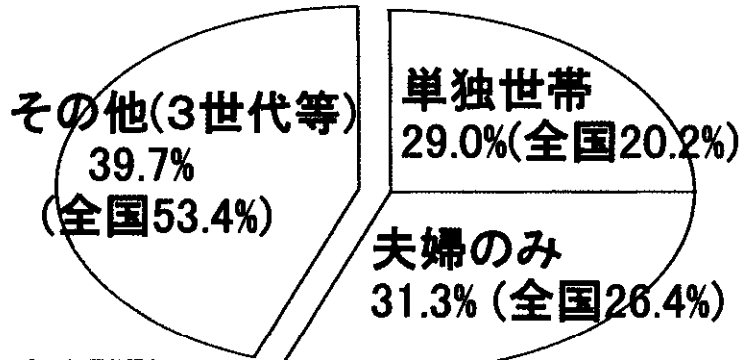
項目	値	単位
人口	1,002,298	人
高齢者人口(65歳以上)	203,214	人
高齢化率	20.3	%
後期高齢化率(75歳以上)	8.4	%

【住民基本台帳 平成14年9月末時点】

9/29/2003

2

～高齢者だけの世帯が多い～



平成12年 国勢調査より

高齢者だけの世帯 60.3%
(全国46.6%)

9/29/2003

3

北九州市の被保険者・認定者・受給者

○被保険者数及び介護サービスの受給者数(平成15年8月) (単位:人)

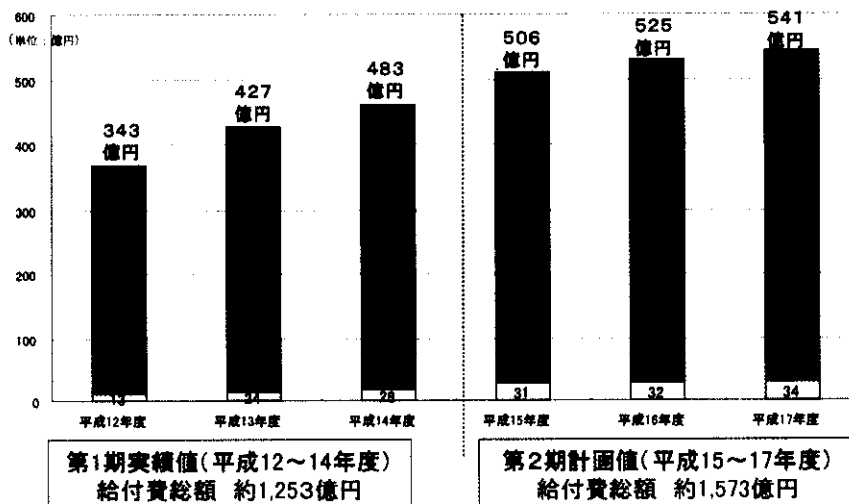
第1号被保険者数		208,741					
認定状況(第1号被保険者のみ)							
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
人数(人)	6,073	14,860	6,568	4,505	4,138	3,682	39,826
割合(%)	15.2	37.3	16.5	11.3	10.4	9.3	100
認定状況(第1号・第2号被保険者合計)							
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	
人数(人)	6,127	15,328	6,896	4,736	4,297	3,892	41,276
割合(%)	14.9	37.1	16.7	11.5	10.4	9.4	100
要介護サービス受給者数		22,038	サービス受給者数計				29,196
要介護サービス受給者数		7,158					

*介護サービス受給者数は、平成15年6月利用分

9/29/2003

4

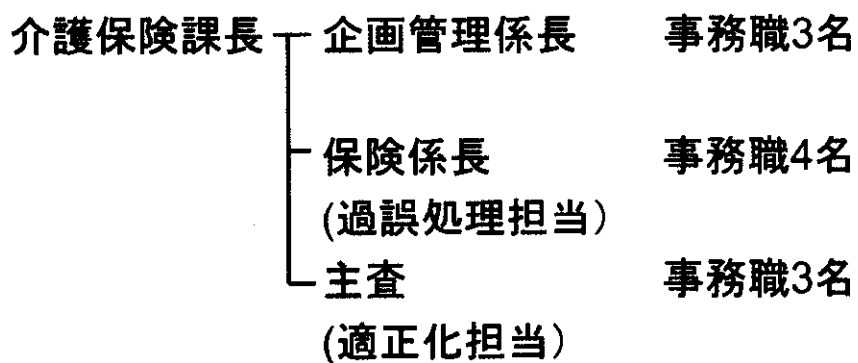
北九州市の保険給付費



9/29/2003

5

介護保険課の体制



※ 認定審査は別ライン

9/29/2003

6

II 適正化の取り組み

1 保険請求の適正化

保険として請求できないもの、又は減額請求しなければならないもののチェック。

2 質の向上による適正化

サービス自体が、要介護度の維持・悪化防止に役立っているか。

3 利用者の理解による適正化

利用者が、自立支援の意味を理解することによる適正な利用の促進

9/29/2003

7

1 保険請求の適正化

A) 請求情報間のチェック

- a. 入院期間中の在宅サービス(介護と医療)
- b. サービス提供実績の無い居宅介護支援(居宅介護支援費と居宅サービス費)など

①システムでリストアップ ②法23条により照会

③事業者は確認後、自主点検し、過誤処理

B) 実地指導(県との連携)

- a. 運営基準違反など
- b. 減額算定など

①県の指摘 ②法23条により文書提出命令

③事業者は、自主点検し、過誤処理

C) 県の監査による返還命令

9/29/2003

8

自主点検を効果的にするポイント

- ① 事業者の給付実績の把握
個々の利用者の給付実績を分析し、事前に不適正、不正の可能性を把握しておくこと。
- ② 適宜に文書提出命令
 - a 実地指導に同行する場合は、事前に県と打合せをすること。
 - b 県の実地指導による指摘事項に関連する書類は、適宜文書提出命令を行うこと。
- ③ 事業所内に、自主点検を確実に行える人を見極めること。

9/29/2003

9

給付実績の分析

- ① 事業者ごとの利用者一覧
- ② 利用者ごとの対支給限度額率
- ③ 利用サービス種類ごと(月別)の利用額
※ 自社サービス提供の状況把握
- ④ 居宅介護サービス計画費の請求
※ 15年4月以降の減算請求の有無

9/29/2003

10

事業者のパターン

A 制度・目的を知らないでやっている場合

- a. 自立支援の視点は全く無い。
- b. 自社サービスのみの提供が多い。
- c. 長時間のサービス(家政婦、同居ヘルパー及び家族介護)
- d. サービス自体はきちんと行っている場合が多い。
- e. 利用者からの不満はない場合もある。
- f. 事業者自身も、悪いことをやっていると言う考えはないため、書類には事実を記載(不正の証拠)しているか、全く書類無し。

B 知っててやっている場合

- a. Aパターンのaからc.は同じ場合が多い。
- b. サービス自体行っているかどうか疑問の場合がある。
- c. 利用者や関係者からの告発がある場合が多い。
- d. 不正を隠すため、書類上はきちんと記載している場合が多い。

※ 保険請求の返還にかかる事務処理は、保険者が負うため、事業者を見極めるための確かな指導と事務処理が必要。

9/29/2003

11

保険者としての判断

- 何を優先させるのか。
 - 1 過去の誤った保険給付の返還
 - 2 指定取消し

- 判断要素
 - 1 事業規模と返還給付額の規模
 - 2 自主点検などの指導を受ける態度

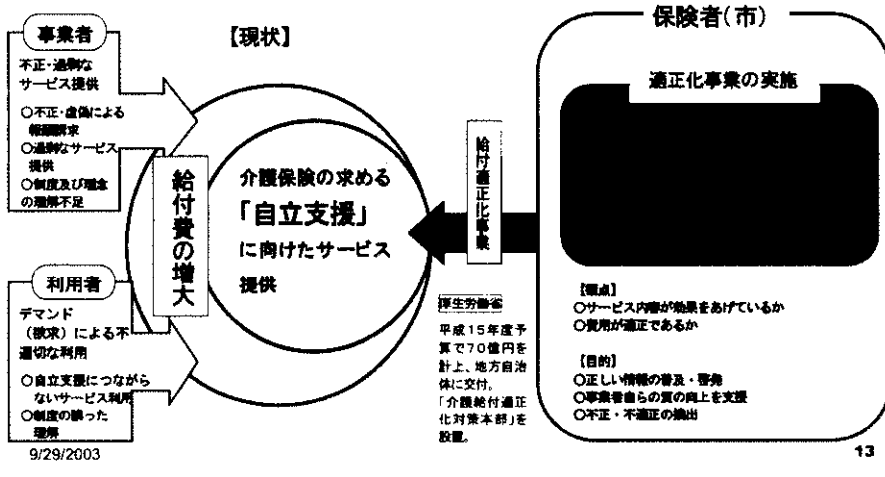
9/29/2003

12

2 質の向上による適正化

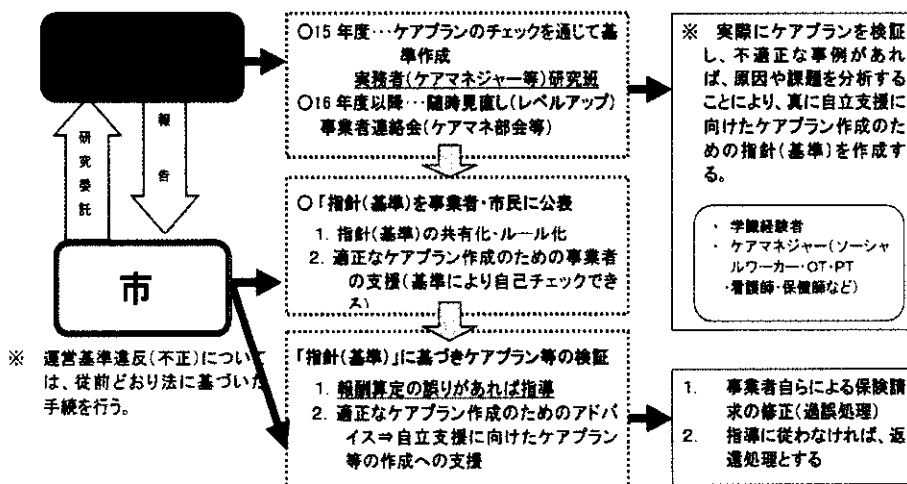
介護保険適正化について

利用者の自立支援に向けた、適正なサービス提供を目指して



介護保険適正化(ケアプラン検証)

「適正なケアプラン作成のための指針(基準)」作成と公表



3 利用者の理解による適正化

～介護タクシーの例～

利用月	13年4月	10月	14年4月	15年3月	6月
事業所数	7社	12社	16社	21社	19社
利用人員	810人	1423人	2160人	2950人	2328人
訪問介護に占める割合	11.1%	15.9%	21.0%	22.5%	17.6%
給付金額	1722万円	3334万円	4956万円	6552万円	2831万円
訪問介護に占める割合	5.2%	7.6%	10.0%	10.4%	4.6%

9/29/2003

15

利用について事業者や利用者に説明

- 利用できる人
 - 立ったり座ったりするとき必ず介護が必要な人
 - 1人で歩行できない人
 - 車の座席に一人で座れない人
- 適用となるケース
 - 通院や日常生活に必要な買い物など
- 適用とならないケース
 - 家族が同席する場合
 - 趣味・趣向や旅行・温泉の利用
 - 日用品以外の買い物

9/29/2003

16

13年5月
事業者向

乗降時等の介助を行うタクシーの利用について

介護タクシーの利用について

どのおどろき人が
見えるの?



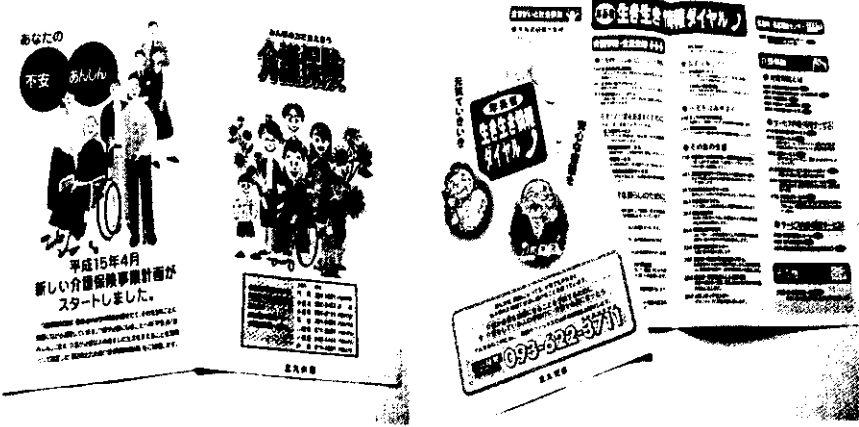
- 介護タクシーを利用できる人
- 車椅子に乗ったり歩いたりするときに介護が必要な人
 - ひとりでは歩けず杖や歩行器が必要で、歩行が困難な人
 - 歩行にひとりでは困難な人
 - 歩行に支障があるが、介護タクシーを利用する必要がある人

14年8月
利用者向

9/29/2003

17

パンフレット・生き生き情報ダイヤル



9/29/2003

18

まとめ

介護保険の適正化は、

- 1 保険請求の適正化で、悪質な事業者を排除したり、未熟な事業者を指導することにより、事業者のボトムアップを図る。
- 2 質の向上による適正化は、ケアプランのチェックなどにより、ケアプランの標準化とレベルアップを図り、適正なサービス提供を促進する。
- 3 利用者の理解による適正化は、利用者に制度の趣旨を理解してもらい、適正なサービス利用を促進する。